

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第69号

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和50年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>様式第15号（第17条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1 この申請書は、原則として、失業の証明を受けようとする期間（前回の失業の証明日から今回の失業の証明日の前日までの期間をいう。証明を受けた期間＝支給対象期間（就業手当に相当する退職手当等））中に職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の証明を受ける日（証明日＝確認日（就業手当に相当する退職手当等））に管轄公共職業安定所の長による失業の証明を受けた後、受給資格者証を添えて、退職当時の任命権者に提出すること。</p> <p>[略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>様式第17号（第19条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="145 1189 770 1579"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>当公共職業安定所が ②欄の事業所の職業を紹介 ③欄の施設の公共職業訓練等の 受講を指示</td><td>したことを証明する。</td></tr><tr><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>公共職業安定所長 氏</td><td>名 印</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]	当公共職業安定所が ②欄の事業所の職業を紹介 ③欄の施設の公共職業訓練等の 受講を指示	したことを証明する。	年 月 日		公共職業安定所長 氏	名 印	[略]		<p>様式第15号（第17条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1 この申請書は、原則として、失業の証明を受けようとする期間（前回の失業の証明日から今回の失業の証明日の前日までの期間をいう。証明を受けた期間＝支給対象期間（就業手当に相当する退職手当））中に職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の証明を受ける日（証明日＝確認日（就業手当に相当する退職手当））に管轄公共職業安定所の長による失業の証明を受けた後、受給資格者証を添えて、退職当時の任命権者に提出すること。</p> <p>[略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>様式第17号（第19条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="831 1189 1457 1579"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>当公共職業安定所等が ②欄の事業所の職業を紹介 ④欄の施設の公共職業訓練等 の受講を指示</td><td>したことを証明する。</td></tr><tr><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>公共職業安定所等の長 氏</td><td>名 印</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]	当公共職業安定所等が ②欄の事業所の職業を紹介 ④欄の施設の公共職業訓練等 の受講を指示	したことを証明する。	年 月 日		公共職業安定所等の長 氏	名 印	[略]	
[略]																			
当公共職業安定所が ②欄の事業所の職業を紹介 ③欄の施設の公共職業訓練等の 受講を指示	したことを証明する。																		
年 月 日																			
公共職業安定所長 氏	名 印																		
[略]																			
[略]																			
当公共職業安定所等が ②欄の事業所の職業を紹介 ④欄の施設の公共職業訓練等 の受講を指示	したことを証明する。																		
年 月 日																			
公共職業安定所等の長 氏	名 印																		
[略]																			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																			

附 則

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の退職手当の支給等に関する規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の職員の退職手当の支給等に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。